住民監査請求事務処理フロー図

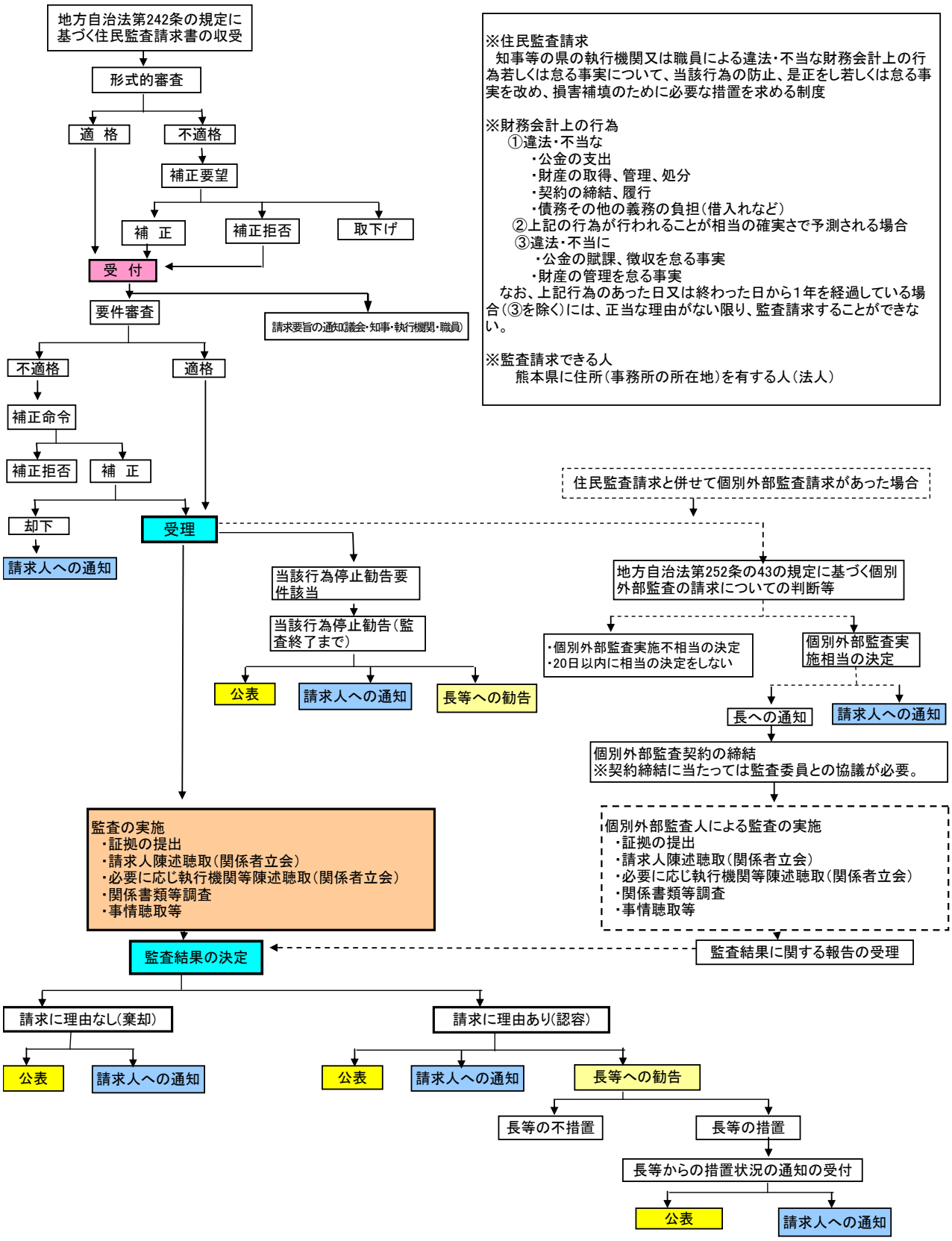

※住民監査請求
知事等の県の執行機関又は職員による違法・不当な財務会計上の行為若しくは怠る事実について、当該行為の防止、是正をし若しくは怠る事実を改め、損害補填のために必要な措置を求める制度

※財務会計上の行為
①違法・不当な
・公金の支出
・財産の取得、管理、処分
・契約の締結、履行
・債務その他の義務の負担(借入れなど)
②上記の行為が行われることが相当の確実さで予測される場合
③違法・不当に
・公金の賦課、徴収を怠る事実
・財産の管理を怠る事実
なお、上記行為のあった日又は終わった日から1年を経過している場合(③を除く)には、正当な理由がない限り、監査請求することができない。

※監査請求できる人
熊本県に住所(事務所の所在地)を有する人(法人)